

新婚さんの新生活を応援します

令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された新婚世帯の皆さんの住宅取得や賃貸、または引っ越しに係る経費を補助します！

●補助対象要件 次の①～⑨を全て満たす世帯

- ①世帯の所得が400万円未満
- ②夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下である
- ③対象となる住宅が藤崎町にある
- ④申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所が、対象となる住宅にある
- ⑤他の公的制度による家賃補助を受けていない
- ⑥町税等を滞納していない
- ⑦生活保護法に定める被保護者でない
- ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団員でない
- ⑨過去にこの補助金を受けたことがない

●補助対象経費

令和3年1月1日から令和4年2月28日まで
に支払いをした次の経費

- ・住宅取得費用（新築、購入）
- ・住宅賃貸費用（賃料、敷金、礼金 etc…）
- ・引っ越し費用（引っ越し業者または運送業者に支払った額）

●補助額

最大 30万円

対象要件の確認等、
お気軽にお問い合わせ
ください。



●お問合せ先 藤崎町住民課子育て支援係

TEL : 0172-88-8184 Mail : koso@town.fujisaki.lg.jp

申請から交付までの流れ

1 申請書の提出 ※申請期限：令和4年3月15日まで

①～④は全員提出。⑤～⑩は該当者のみ提出。

	チェック	書類
①		結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
②		戸籍謄本（全部事項証明）
③		所得証明書
④		納税証明書
⑤		住宅取得費用が分かる書類の写し
⑥		住宅賃貸費用が分かる書類の写し
⑦		住宅手当支給証明書（様式第2号）
⑧		引っ越し費用に係る領収書の写し
⑨		離職したことが分かる書類の写し（婚姻を機に離職した場合）
⑩		貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類の写し

2 交付決定

審査の結果を「結婚新生活支援補助金交付決定通知書」により通知します。

3 請求書を提出

通知書が届いたら、「結婚新生活支援事業補助金交付請求書」に振込先が分かる書類を添付し、子育て支援係へ提出してください。

4 補助金の振込み

請求書の内容を確認し、請求金額を申請者へ振り込みます。

